マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第16回口頭弁論と報告集会

各地のマイナンバー違憲差止訴訟が終結に向かうなか、国は性懲りもなくマイナンバーカードの強引な普及促進キャンペーンを展開しようとしています。

裁判は、原告らが8月23日までに最終準備書面を提出し、この最終準備書面を陳述して、 弁論を終結する予定です。

第一審最後の裁判をいっしょに見守りませんか。夏休みの終わりにお子さん、お孫さんと連れ立って裁判を傍聴しましょう。多くの方の参加・傍聴を呼びかけます。

- ●日時 2019年8月29日(木曜日)11時00分開廷
- ●場所 東京地方裁判所(裁判所合同庁舎)1階 103号法廷(約100人傍聴可)
- ●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分 東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分
- ●スケジュール
 - 10時45分 ミニ説明
 - ・東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースで開廷前のミニ説明を行います。
 - 11時00分 開廷
 - ・直接、東京地裁103号法廷にお越しください(傍聴券の交付予定はありません)。
 - ・原告ら最終準備書面を陳述します(法廷では要旨を陳述予定)。

裁判終了後 報告集会

- ・となりの弁護士会館10階1006会議室に移動して報告集会を開きます。弁護団が裁判のやりとりをわかりやすく解説します。
- ★裁判・報告集会は、どなたでも 傍聴・参加できます。この問題 に関心を寄せる方の傍聴・参 加を呼びかけます。
- ●お問い合わせ

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

電話 03-3586-3651 (東京合同法律事務所 担当弁護士:瀬川)

千代田 丸 国土 交通省 内 外務省 財務省 線 線 和相 総務省 国税庁 警視庁 警察庁 日比谷線 = 地下鉄 霞ヶ関駅 桜田門駅5番 ₩ A1 東京高等裁判所 経産省 旧法務省 農林水産省 東京地方裁判所 (赤レンガ) 103 弁護士 家裁 法務省 厚生労働省 会館 簡裁 検察庁 C1 祝田通り 至虎ノ門 霞門 日比谷音楽堂 日比谷公園

> (チラシ作成:共通番号いらないネット http://www.bango-iranai.net/)